



立教大学

立教税理士会寄附講座 企画講座3「租税と税理士制度」

平成29年10月9日 第3回

所得税法 ～給与事業以外の所得税～

担当 : 田村基匡

I 自己紹介

田村 基匡(たむら もとまさ)

- ・埼玉県北葛飾郡松伏町(石川遼君の町)出身
- ・東京都足立区在住
- ・趣味 テニス テニス観戦 ゴルフ マンガ 仕事 料理
- ・1984年3月生まれ 33歳



- ・2011年12月～ 開業登録 開業6年目
- ・主なクライアント 起業したての個人・法人
- ・立教中学→立教新座高校→立教大学(法学部法学科)
- ・東京税理士テニス大会5回優勝
- ・MFクラウド通信にてインタビュー
- ・年に一回海外へテニス観戦

I 自己紹介～開業に至るまで～

- 大学3年の秋、テニスの大会終了と共に進路を考える。
- 法学部法学科なのに父が取れた資格なら自分も取れるだろうと税理士を目指す。
- 秋の簿記三級の試験に落ちる。(こんな勉強ならいけるな、となぜか前向き)
- 大学3年の1月、資格の学校TACに入学。(簿記論、財務諸表論速習コース)
- 初年度 大学4年夏、初受験、**簿記論、財務諸表論合格**。
- 2年目(受験浪人1年目)**所得税法合格**、相続税法不合格。
- 3年目(受験浪人2年目)**相続税法合格、消費税法合格**。5科目合格。
- 2008年 税理士法人平成会計社入社 主に不動産のファンドの会計税務を担当。
- 2010年6月 父の頼みもあり、平成会計社を退職。父の友人の事務所へ入所。
- 2011年12月 諸事情により、父と大喧嘩をしつつ、独立・開業税理士としてスタート(当時顧客2人くらい)。



I 自己紹介～先輩として伝えたいこと～

- 1 独立・開業してから仕事が楽しいこと。
- 2 若い知識と経験は、若い経営者や、若くて税金に困ってる人に有利に働くこと。
- 3 税理士試験合格のために心がけていたこと。
- 4 学生時代しかできないこと、やり残しがないよう全力で学び、遊ぶこと。

Ⅱ 所得の種類

1 所得の種類

所得税の計算は、10個の所得に区分して計算されます。

※なぜ、区分するのか？

⇒所得の内容により税金の計算方法や税金を負担する能力(担税力)が異なるため

① 利子所得 (源泉分離課税で完了するため)

② 配当所得

③ 事業所得

④ 不動産所得

⑤ 給与所得

⑥ 退職所得 (源泉分離課税でほぼ完了するため)

⑦ 譲渡所得

⑧ 山林所得

⑨ 一時所得

⑩ 雑所得

Ⅱ 所得の種類

2 こんな儲けは課税対象？

- ①宝くじ(年末ジャンボ・toto・ナンバーズ・ロト6など)の当選金
- ②競馬の払戻金(営利目的でないもの)
- ③パチンコ・パチスロでの儲け
- ④海外のカジノでの儲け
- ⑤オリンピックの報奨金
- ⑥クイズや懸賞の当選金
- ⑦先祖代々の土地や建物の売却
- ⑧リサイクル用品等の売却
- ⑨友人や知人に貸したお金の利息
- ⑩慰謝料等

Ⅲ 身近な所得税

1 知って得する所得税制度

①住宅借入金等特別控除

住宅を購入した際に、年末の住宅借入金残高の原則1%を10年間税額控除(最大年40万円)

* 床面積50㎡以上、1/2以上が居住用等 要件あり

* 個人間の売買では、控除額の上限が20万円となるので注意

②ふるさと納税(寄付金控除)

地方自治体に住民税を前払いすることにより、地元特産品等をもらうことができる。

* 地方自治体は自身の住所と関係無くどこでもよいが、住民税額の20%という上限がある。

* 年末に慌てて、お礼が食料品のふるさと納税をすると、冷蔵庫や冷凍庫に入りきらなくて困る。

③医療費控除

その年中にたくさん医療費のかかった人は、(かかった医療費－原則10万円)税率を乗じる前の所得から差し引くことができる。* 払った医療費が返ってくるわけではないので注意

Ⅲ 身近な所得税

1 知って得する所得税制度

④雑損控除

災害・盗難・横領(詐欺や恐喝は×)により資産について損失を受けた場合、原則、災害損失金額－5万円を税率を乗じる前の所得から差し引くことができる。* 損した金額が返ってくるわけではないので注意

⑤勤労学生控除

合計所得金額が65万円以下で、しかも(1)の勤労に基づく所得以外の所得が10万円以下の学校の学生、生徒であること。合計所得金額65万円以下とは給与所得のみの場合、給与額面130万円以下であれば適用がある。

学生が130万円ちょうどの給与だった場合

a 無の場合 130万円－給与所得控除65万円－基礎控除38万円＝27万円 所得税13,500円 住民税27,000円

b 有の場合 130万円－給与所得控除65万円－勤労学生控除27万円－基礎控除38万円＝0円 課税無

⑥損失の繰越制度

一定の損失は、確定申告をすることにより翌年度以降に繰り越すことができ、翌年度の同一の所得等と相殺することができる。(事業損失、株の損失、先物取引の損失、住宅売却の損失、雑損失 等)

Ⅲ 身近な所得税

2 確定申告が必要となるケース

①二か所以上で給与をもらうような場合

給与に関する源泉徴収制度は、一か所で給与をもらう人ように計算・規定されている。二か所以上で給与をもらう人は、その給与金額を合算する確定申告をし、納税の必要または税金の還付を受ける権利がある。

②土地や建物を売却して利益が出てしまった場合

所有している土地や建物を売却して利益が出てしまった場合は、その利益も譲渡所得として課税対象となる。計算は、売った値段－買った値段(減価償却考慮)だが、買った値段が分からないような場合は、概算で計算しなくてはならず(最悪の場合、買った値段を売った値段の5%として計算しなくてはならない)ため、購入価格等を証する書類は紛失等無いよう保管が必要。

③特定口座(源泉有)制度以外で株の売買等を行って利益が出た場合

証券会社で、株式の特定口座というものを開設し、その特定口座内で売買を行っている場合は、源泉徴収により、特定口座内で課税関係が終了し確定申告不要だが、特定口座以外での株の配当や売買は原則確定申告をして、納税等する必要がある。

④その他、なんか儲かっちゃった場合

IV 所得税総括

会社(法人)が営利目的で設立されているのに対し、個人は多種多様な人や儲け方があるため、課税の仕方も多岐に渡り複雑である。

個人の課税については、年々増税傾向にあり、所得の多い人は稼ぎの半分以上を納税している。税金の知識、特に使える特例等はきちんと把握し、所得の多い、仕事の頑張っている人に対して、いい税金のアドバイスができることが求められる。

所得に種類があるよう、税金にも様々な種類がある。特に、法人税 所得税 相続税は国税三法として基礎的な知識が必要とされる。また、住民税 事業税 消費税等々 種類は多岐に渡る。

勉強では枝葉の論点でも、税金の問題に直面したお客さんにとってはその部分の知識が必要なこともあり、全ての税金の知識をストックしておくことはできないが、その場その場で調べて対応することが求められる。